

平成 26 年(2014 年) 2 月 14 日 <No-7>

長野県松本家畜保健衛生所
〒390-0851 松本市島内西川原 6931
TEL:0263-47-3223 FAX:0263-47-0101
E-mail:matsukachiku@pref.nagano.lg.jp
中信家畜畜産物衛生指導協会
TEL:0263-47-6789

かほだより

家畜の伝染病の侵入を防ぐために、
改めて飼養衛生管理基準の遵守をお願いします

近隣国では

- ⇒ 韓国において高病原性鳥インフルエンザ(H5N8 亜型)が発生しています。
- ⇒ 中国・香港において低病原性鳥インフルエンザ(H7N9 亜型)が発生しています。
- ⇒ 中国・ロシア・モンゴル・カザフスタンにおいて口蹄疫(A 型)が発生しています。

国内では

- ⇒ 沖縄県・茨城県・鹿児島県・宮崎県・熊本県において豚流行性下痢(PED)が発生しています。

農場並びに農場へ入られる関係者の皆様は、家畜の伝染病の侵入・まん延を防ぐため、改めて飼養衛生管理基準の遵守についてご協力をお願いします。

- 1 農場(衛生管理区域)の出入りの際には、
 - ① 車両の消毒(車両に備えつけの機器による消毒でも可)
 - ② 靴の消毒と手指の洗浄又は消毒(ブーツカバーや使い捨ての手袋を着用しても可)
 - ③ 家畜に直接接触する物品の洗浄又は消毒
(洗浄や消毒ができない物品は汚れを取り除くことでも可)
 - ④ 記録用紙への記入(あとで確認できるような伝票などでも可)
を行ってください。

(注)豚農場では衛生管理区域専用の衣服及び靴を、家きん農場では衛生管理区域専用の衣服及び靴、家きん舎ごとの専用の靴を使用してください。

- 2 畜舎、家きん舎へ出入りする際には、靴の消毒と手指の洗浄又は消毒(ブーツカバーを着用しても可)を行ってください。

- 3 家畜に直接接触する注射針や人工授精用具、直腸検査用手袋などの物品を使用する際には、1頭ごとに交換又は消毒してください。

(注)1 豚の場合、注射針は少なくとも畜房ごとに交換又は消毒してください。
2 消毒できない物品は、汚れを落とすなどしてきれいな状態で使用してください。

家畜伝染病予防法第12条の4に基づく

定期報告は2月末日までに家畜保健衛生所へ提出をお願いします。

問合せ先：防疫課 古谷、神戸(担当)



しあわせ信州